平成２４年（フ）第２３９号
長崎県長崎市宿町43番地２　石橋ハイツ405号
債務者　福田　浩治
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４５号
長崎県長崎市柳谷町17番７―203号、旧住所長崎県長崎市女の都４丁目９番９号　アップル101
債務者　秋丸　和義
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５０号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷1206番地18　幸田ビル401号
債務者　山田みどり
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５１号
長崎県長崎市油屋町２―15　雄貴ビル608号、住民票上の住所長崎県長崎市田中町4784番地
債務者　船山栄太郎
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５９号
長崎県長崎市女の都１丁目1470番地３　毎熊マンション105
債務者　太田　章一
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５４２号
仙台市宮城野区原町１丁目１番67号
債務者　齋藤きみ子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５８０号
仙台市青葉区三条町11番３号　ハイツボヌール106
債務者　佐々木正夫
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２０９号
茨城県水戸市元吉田町595番地の１ピュア・サージュ203号、居所茨城県久慈郡大子町芦野倉1896
債務者　吉澤　　昇
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２８２号
茨城県水戸市見川５丁目295番地の２　市営見川住宅６棟203号
債務者　鈴木　雄介
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３０１号
茨城県水戸市千波町1403番地の８　大貫住宅２号棟
債務者　平尾　朋也
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３１１号
茨城県小美玉市大谷889番地17
債務者　柳橋　成行
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３１２号
茨城県小美玉市大谷889番地17
債務者　柳橋つや子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１６６号
茨城県土浦市神立町678番地45
債務者　加藤はる子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１８１号
茨城県石岡市若松３丁目２番51号　金子住宅Ｃ号
債務者　矢口　昌光
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１８２号
茨城県稲敷郡阿見町住吉１丁目１番地１　住吉宿舎１―102号、前住所茨城県稲敷郡阿見町大字実穀1627番地18
債務者　岡山冨美子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１９２号
茨城県稲敷郡阿見町大字鈴木２番地３　石塚住宅
債務者　岡部壽美江
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１０５号
富山県射水市黒河457番地１
債務者　綿谷　みつ
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
富山地方裁判所高岡支部